

特定社会保険労務士

# 高田馬場労務事務所

〒169-0075  
東京都新宿区高田馬場 4-29-30  
ビレッジ・N502号  
TEL&FAX 03-6780-0894  
メール onosato@kyuyo.biz



「女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性の健康管理支援実施マニュアル～事業者向け～」が公表されました

・参考資料：労働者や事業者が利用できる支援制度・機関の紹介

## ◆マニュアルのねらい

女性の就業率の増加に伴って、女性の健康課題への対応の重要性が高まっています。厚生労働省の検討会が令和7年12月24日にとりまとめた報告書では、定期健康診断の一般健康診断問診票に女性特有の健康課題に関する質問項目を追加すべきとされるとともに、個々の労働者と事業者を繋ぐ観点から、望ましい対応をマニュアル等に示すこととされました。

本マニュアルは、これを受け、事業者が女性特有の健康課題で困難を抱える女性労働者にどのような対応をすればよいか、望ましい職場環境改善の取組みや参考情報をとりまとめたものです。

## ◆内容・目次

- ・女性特有の健康課題（月経困難症、過多月経症、更年期障害など）の基本情報
- ・取組みにあたっての手順や留意事項、安衛法上の位置付け、個人情報の保護など
- ・準備（管理職・社員研修、相談窓口の設置、休暇・勤務制度の見直し・整備など）
- ・専門医を受診した労働者からの相談対応
- ・職場環境の改善（具体的な業務上の配慮、支援の実施）
- ・Q&A（制度の目的と企業の役割、従業員への対応と環境整備など）

## ◆マニュアルの活用

女性の健康課題に配慮した職場づくりを推進する一定規模以上の企業では、労働者への説明を前提に、健診機関から情報を取得し、職場環境改善に活用するなどが考えられます。

本マニュアルを活用し、女性従業員が働きやすい職場環境を整備し、人材定着をはじめ、従業員満足度やパフォーマンスの向上を目指しましょう。

## 【参考】

女性特有の健康課題に関する問診を活用した女性健康管理支援実地マニュアル～事業者向け～  
<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/001634193.pdf>

労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_36255.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_36255.html)

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が改正されました

内閣官房と公正取引委員会は「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を令和8年1月1日付けで改正しました。

#### ◆改正のポイント

令和8年1月からの「中小受託取引適正化法」(以下、「取適法」という)等の施行に伴い、受注者から協議の要請があった場合に、これに応じず一方的に取引価格を据え置くことは「協議に応じない一方的な代金決定」に該当する旨の明記等がなされました。

#### ◆本指針の性格

本指針は、労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針であり、12の行動指針に沿わない行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、公正取引委員会により独占禁止法および取適法に基づき厳正に対処されます。一方、記載された発注者としての行動をすべて適切に行っている場合は独占禁止法および取適法上の問題は生じない旨、明記されています。

#### ◆改正後の12の行動指針(採るべき行動/求められる行動)

(発注者)

- ① 本社(経営トップ)の関与
- ② 発注者側からの定期的な協議の実施
- ③ 説明・資料を求める場合は公表資料とすること
- ④ サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと

⑤ 要請があれば協議のテーブルにつくこと

⑥ 必要に応じ考え方を提案すること

(受注者)

- ① 相談窓口の活用
- ② 根拠とする資料
- ③ 値上げ要請のタイミング
- ④ 発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示

(双方)

- ① 定期的なコミュニケーション
- ② 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管

#### 【参考】

(令和7年12月26日)「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の改正について | 公正取引委員会

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/202512\\_roumuhi.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/dec/202512_roumuhi.html)

#### 令和8年度の年金額・国民年金保険料および前納額が公表されました ～厚生労働省

厚生労働省は1月23日、令和8年度の年金額、国民年金保険料および国民年金保険料前納額を公表しました。総務省公表の「令和7年平均全国消費者物価指数」に基づき、以下の通り改定されます。

#### ◆令和8年度の年金額改定

令和8年度の年金額は、法律の規定に基づき、国民年金(基礎年金)が1.9%、厚生年金(報酬比例部分)が2.0%の引上げとなります。

#### 【令和8年度の年金額例(月額)】

・国民年金: 70,608円(+1,300円)

※ 昭和31年4月1日以前生まれの方は、月額70,408円(対前年比+1,300円)となります。

・厚生年金: 237,279円(+4,495円)

※ 平均的な収入で40年間就業した際の、夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な給付水準です。

今回の改定では、物価変動率(3.2%)が名目手取り賃金変動率(2.1%)を上回ったため、現役世代の負担能力を考慮した「名目手取り賃金変動率」を基準に算出されました。ここから「マクロ経済スライド」による調整(国民年金▲0.2%、厚生年金▲0.1%)が行われ、最終的な改定率が決定しました。

#### ◆国民年金保険料と国民年金保険料前納額

国民年金保険料は名目賃金の変動に応じて毎年度改定されており、令和8年度および令和

9年度の額は以下の通りです。

【実際の保険料額(月額)】

- ・令和8年度: 17,920 円(+410 円)
- ・令和9年度: 18,290 円(+370 円)

【令和8年度 保険料前納額】

- ・6か月前納の場合: 106,300 円(口座振替)、106,650 円(現金納付)
- ・1年前納の場合: 210,530 円(口座振替)、211,220 円(現金納付)
- ・2年前納の場合: 417,150 円(口座振替)、418,510 円(現金納付)

【参考】

令和8年度の年金額改定についてお知らせします

<https://www.mhlw.go.jp/content/12502000/001639615.pdf>

令和8年度における国民年金保険料の前納額について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12512000/001630661.pdf>

### 3月の税務と労務の手続提出期限

#### 【提出先・納付先】

#### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]

#### 16日

- 個人の青色申告承認申請書の提出<新規適用のもの>[税務署]
- 個人の道府県民税および市町村民税の申告[市区町村]
- 個人事業税の申告[税務署]
- 個人事業所税の申告[都・市]
- 贈与税の申告期限<昨年度分>[税務署]
- 所得税の確定申告期限[税務署]
- 確定申告税額の延納の届出書の提出[税

務署]

- 財産債務調書、国外財産調書の提出
- 総収入金額報告書の提出[税務署]

#### 31日

- 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出[年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出[公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日>[公共職業安定所]
- 個人事業者の消費税の確定申告期限[税務署]